

面河川漁業協同組合

内共第 1 4 号第 5 種共同漁業權遊漁規則

面河川漁業協同組合内共第14号第5種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、この組合の有する内共第14号第5種共同漁業権に係る漁場(以下単に「漁場」という。)区域において、組合員以外の者の有する当該漁業権の対象となっている水産動植物(あゆ、こい、うなぎ及びあまご)の採捕(以下「遊漁」という。)についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁料の納付義務等)

- 第2条 漁場区域内で、手釣、竿釣、たも網、友釣、と網、投げ網、やす、かご及び小型狩刺網の漁具・漁法によって遊漁をしようとする者は、あらかじめ第7条第1項の遊漁料を納付しなければならない。
- 2 漁場区域内で、前項に掲げた漁具・漁法以外で遊漁をしようとする者は、あらかじめ遊漁対象水産動植物、漁具・漁法、遊漁期間等、遊漁の内容を記載した遊漁承認申請書(別記様式第1号)を提出して、組合の承認を受けなければならない。
 - 3 組合は、前項の申請があった場合には、当該遊漁者の承認により、当該水産動植物の採捕に著しい支障があると認めるときを除き、当該申請を認めるものとする。
 - 4 第2項の承認を受けた者は、直ちに第7条第2項の特別遊漁料を納付しなければならない。

(漁具・漁法の制限及び禁止)

第3条 発射装置を有するやすを使用して遊漁をしてはならない。

2 次の左欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれ右欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

漁具・漁法	規模・規格
大型狩刺網	高さ3メートル以内 長さ50メートル以内 網目18ミリメートル以上 1人3統以内
小型狩刺網	高さ1.2メートル以内 長さ30メートル以内 網目18ミリメートル以上 1人5統以内
と網・投げ網	投げ網長さ20メートル以内 網目15ミリメートル以上 1人1投以内
たも網	口径1メートル以内
うえ	口径1メートル以内 長さ2メートル以内

(遊漁期間)

第4条 友釣、手釣、竿釣、たも網及びかご以外の漁具・漁法で行う遊漁は、8月3日から11月30日までの期間内でなければならない。

(遊漁禁止区域)

第5条 次に掲げる区域内においては、遊漁をしてはならない。

- (1) 四国電力堰堤魚道及び砂防堰堤魚道。
- (2) やなの設置場所(やな口)から上流100メートルまで。
- (3) 面河ダムサイドから上流200メートルまで。
- (4) 久万高原町下直瀬大橋下流端から川崎堰堤上流端まで。

(全長制限)

第6条 全長20センチメートル以下のこいを採捕してはならない。

(遊漁料の額及び納付の方法)

第7条 第2条第1項に掲げる漁具・漁法を使用して遊漁をする場合において、面河川漁業協同組合事務所、久万、面河、柳谷の各役場事務担当者、ならびに組合の委託した取扱所に納付する遊漁料は次のとおりとする。

漁具・漁法	年間遊漁料	1日遊漁料
友釣(竿釣・手釣・たも網を含む)	6,500円	2,500円
竿釣・手釣・たも網	2,300円	1,200円
〃(高校生)	600円	
やす(たも網を含む)	3,300円	
〃(高校生)	1,100円	
うなぎかご	4,300円	
と網・投げ網	5,400円	
小型狩刺網	6,500円	
友釣・竿釣・手釣・たも網・やす・小型狩刺網	11,000円	

- 2 第2条第2項の規定により承認を受けた場合の特別遊漁料は次のとおりとする。

漁具・漁法	期間	年間遊漁料
大型狩刺網	1年	36,500円
うえ	1年	7,600円
やな	1年	100,000円

- 3 漁場における遊漁料納付の場合は、現場発行料500円を徴収する。

- 4 次の表の左欄に掲げる者の遊漁料は、前第1項、第2項の規定にかかわらずそれぞれ右欄に掲げるとおりとする。

対象	遊漁料
未就学の幼児	無料
小・中学生	手釣、竿釣について無料
小・中学生	やす（たも網を含む）について、高校生と同額
小・中学生	手釣、竿釣、やす（たも網を含む）以外の漁具・漁法について、第1項及び第2項に規定する額の2分の1
70歳以上の高齢者	手釣、竿釣について無料

（遊漁承認証に関する事項）

第8条 組合は、第2条第1項の遊漁料の納付を受けたとき又は同条第2項の承認を行ったときは、別記様式第2号の遊漁承認証を交付するものとする。

- 2 遊漁者は、遊漁をするときは遊漁承認証を携帯しなければならない。
- 3 遊漁承認証を他人に貸与してはならない。
- 4 遊漁者は、漁場監視員の要求があったときは、遊漁承認証を提示しなければならない。

（遊漁に際し守るべき事項）

第9条 遊漁者相互に適当なる距離を保ち、他者の迷惑となる行為をしてはならない。

(漁場監視員)

第10条 漁場監視員は、規則の励行に関して必要なる指示を行うことがある。

2 漁場監視員は、別記様式第3号の漁場監視員証を携帯し、且つ漁場監視員であることを表示する腕章を付けるものとする。

(違反者に対する措置)

第11条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後その者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊魚料の払戻しは行わないものとする。

様式第1号 (第2条第2関係)

遊漁承認申請書

1 魚種

2 漁具・漁法

3 遊漁区域

4 遊漁期間 平成 年 月 日から
平成 年 月 日まで

5 遊漁料 日券 円
年券 円

上記のとおり遊漁承認証を交付願いたく申請します。

平成 年 月 日

住所

氏名

(年 月 日生)

面河川漁業協同組合長 様

No	
遊漁承認証	
下記のとおり遊漁を承認します。	
記	
遊漁者	(住所) (氏名)
	(年齢)
承認期間	
魚種	
漁具・漁法	
遊漁区域	
遊漁料	
発行者	
面河川漁業協同組合 ㊞	

<p>○注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遊漁に際しては、遊漁規則に定められた事項を遵守してください。 ・遊漁の際は、必ず遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があった場合、遊漁承認証を提示してください。 ・漁場監視員は、遊漁規則に反した行為を認めた場合、有漁の中止を命ずることができます。その場合は速やかに指示に従って下さい。 <p>○当組合が行っている増殖事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当組合が行っている増殖手法は、稚魚・成魚の放流です。 <p>○当組合が行っている漁場管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遊漁規則に定められた遊漁料は、各河川等に免許された漁業権者に課されている増殖義務及び漁場環境維持のための経費の一部として使用されているものです。組合員、遊漁者双方の負担によって河川環境が維持されていることをご理解下さい。
--

No	
漁場監視員証	
下記の者は、当組合の漁場監視員であることを証明します。	
(氏名)	(年齢)
有効期間	
発行者	
面河川漁業協同組合 ⑩	

○注意事項
・漁場監視員は、いかなる場合も、遊漁者に対して暴行若しくは脅迫を加え又は威嚇を行ってはならない。